

かわさきエコ暮らし未来館管理運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務件名

かわさきエコ暮らし未来館管理運営業務委託

2 募集の目的

「かわさきエコ暮らし未来館」(以下「未来館」という。)は、大規模太陽光発電所のPR施設及び地球温暖化対策、再生可能エネルギー、資源循環等について体験的に学習することができる環境学習施設として、平成23年に開館し、来館者数は累計で15万人を超えています。

開館後約10年が経過し、来館者数は開館当初に比べ落ち着いていますが、小中学校の団体見学は増加傾向にあり、国内外からも多くの視察を受け入れています。年間来館者数1万5千人を目標とし、今後は一層の市内外の小中学校からの団体見学受入数の増加及び定着化をねらいとするほか、企画等の工夫による施設の魅力向上を図り、リピーター・ファンの獲得、来館者数の増加を目指しています。また、羽田空港に近接している立地を活かし、海外からの視察者等の増加を見込んだ外国語対応や、川崎市の環境への取組等の情報発信拠点として、周辺施設・企業等と連携した取組強化の検討を進めています。

こうした施設の役割や情勢を踏まえ、令和5年度からの管理運営に向けて、専門的な知識と豊富な経験を有する事業者から、意欲的で創意工夫のある企画提案を受け、その専門的能力を積極的に活用し、当該管理運営業務を実施するものです。

3 履行期間

令和5年4月1日(土)から令和8年3月31日(火)まで

※契約締結日から履行期間開始までの準備にかかる経費は受託者負担とする。

4 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、「その他業務 その他(99-99)」に登録されている者。
- (4) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者、又は破産者で復権を得ている者。
- (5) 団体又はその代表者が、過去3年間市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (6) 受託期間中未来館を安定的に運営することの可能なノウハウ・実施体制・経営基盤等が確保さ

れていること。

- (7) 国、地方公共団体又は民間企業が発注した「常設展示施設」において、本業務と類似する管理運営業務（施設や展示等の説明案内、施設見学の受付業務等）の契約実績を証明できること。

5 委託金額の上限

総額 128,112,600 円（消費税及び地方消費税含む）

1 年目（令和5年度）	42,704,200 円（消費税及び地方消費税含む）
2 年目（令和6年度）	42,704,200 円（消費税及び地方消費税含む）
3 年目（令和7年度）	42,704,200 円（消費税及び地方消費税含む）

6 委託対象施設の概要

項目	内容	
1 施設名称	かわさきエコ暮らし未来館	
2 場 所	川崎市川崎区浮島町509番地1 浮島処理センター内	
3 契約期間	契約締結日から令和8年3月31日まで ※1	
4 履行期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	
5 開館時間	午前9時00分から午後4時30分（入館は午後4時00分まで）	
6 休 館 日	原則として毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日）※2	
7 構 造	鉄筋コンクリート	
8 建築面積	658.02㎡	
9 延床面積	2096.89㎡	
10 建築年月	平成7年10月（平成23年改修）	
11 施設内容※3		
1 階	エントランスホール（ガイドンスゾーン）	200㎡
	ホール（休憩スペース）	108㎡
	学習工房室	104㎡
2 階	展示室	350㎡
	事務室	45㎡
中2階	空調機械室	145㎡
3 階	会議室	43㎡
	準備室	24㎡
	資料室	20㎡
	研修室	255㎡

- ※1 契約締結日から令和5年3月31日までは、現受託者との引継期間
- ※2 令和5年は令和5年9月23日から11月6日（予定）についても休館とする
- ※3 建物の前面に駐車場（大型バス5台分、乗用車9台分）あり

7 来館者数実績

年 度	来館者数	備 考
平成23年度	16,407人	8月開館
平成24年度	18,108人	
平成25年度	12,155人	
平成26年度	14,866人	
平成27年度	12,134人	
平成28年度	12,268人	
平成29年度	13,870人	
平成30年度	12,925人	
令和元年度	14,688人	
令和2年度	5,407人	4/8～5/31 臨時休館（感染症対策のため）
令和3年度	11,499人	

※ 令和3年度来館者数内訳 大人：3,711人／子ども：7,788人

8 募集及び選定スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集の告示	令和4年9月12日（月）
現地説明会	令和4年9月27日（火）
プロポーザル参加意向申出書提出期限	令和4年9月30日（金）正午
提案資格確認結果通知書の交付	令和4年10月4日（火）
質問書提出期限	令和4年10月7日（金）正午
質問への回答	令和4年10月11日（火）
企画提案書等の提出期限	令和4年10月17日（月）
企画提案書評価委員会	令和4年10月25日（火）
選定結果の公表	令和4年10月下旬
契約締結	令和4年10月下旬

9 委託業務内容

委託業務内容については、「かわさきエコ暮らし未来館管理運営業務委託仕様書」に定めていますが、概要は次のとおりです。

- (1) 履行期間開始前の運営準備等業務
 - ・ 人員の確保及び配置人員の研修育成
- (2) 運営に関する業務
 - ・ 施設の開館前準備及び閉館に関する業務
 - ・ 展示等案内・施設見学受付業務
 - ・ 普及啓発（環境教室・イベント開催、企画展示等）に関する業務
 - ・ 広報に関する業務
 - ・ 駐車場管理業務
 - ・ 遺失物・拾得物の保管・処置業務
 - ・ 小型家電回収ボックス等の管理
 - ・ AED の管理
- (3) 施設の維持管理業務
 - ・ 施設の日常清掃業務
 - ・ 展示物の保守点検等業務
 - ・ 備品等管理業務
 - ・ 施設の保守点検・修繕への協力

10 公募型プロポーザル実施事務の流れ

(1) プロポーザル参加意向申出書及び仕様書等の配付

プロポーザル参加意向申出書、仕様書、各種様式については、次の募集ページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000110962.html>

※同様のものを川崎市環境局脱炭素戦略推進室でお渡しすることも可能です。

(2) 現地説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望する事業者は、現地説明会参加申込書（様式1）により、川崎市環境局脱炭素戦略推進室まで電子メールでお申込みください。

ア 開催日時：令和4年9月27日（火） 現地集合

午前9時～午後4時30分のうち、各社40分程度

各社の集合時間は、説明会の申込締切後に調整のうえ連絡します。

- イ 場 所：かわさきエコ暮らし未来館（川崎市川崎区浮島町509番地1）
- ウ 参加人数：各社3名以内
- エ 申込期限：令和4年9月21日（水）正午まで

（3）プロポーザル参加意向申出書等の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加意向申出書（様式2）に、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等）及び団体紹介資料（パンフレット等）を1部添付し、持参にて提出してください。

- ア 提出期限：令和4年9月30日（金）正午まで
（受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く）
- イ 提出場所：川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所第3庁舎17階）

（4）提案資格確認結果通知書の交付

プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について、競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ提案資格確認結果通知書を交付します。

交付日：令和4年10月4日（火）

（5）応募に関する質問事項の受付及び回答

本要領や仕様書の内容等に関する質問を受け付けます。質問書（様式3）により、川崎市環境局脱炭素戦略推進室まで電子メールで提出してください（電話、FAXによる質問はお受けできません）。なお、提出期限を過ぎた質問については受け付けませんのでご注意ください。

- ア 提出期限：令和4年10月7日（金）正午まで
- イ 回答日時：令和4年10月11日（火）
- ウ 回答方法：電子メールで全ての参加事業者宛てに回答いたします。

（6）企画提案書類一式の提出

次のとおり持参にて提出してください。

- ア 提出期限：令和4年10月17日（月）まで
（受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く）
- イ 提出場所：川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所第3庁舎17階）
- ウ 提出書類
 - 企画提案申請書（様式4） : 正…1部 副…2部
 - 団体の概要（様式5） : 正…1部 副…2部

団体の組織図（任意帳票）	：正…1部 副…2部
企画提案書（任意帳票、A4）	：正…1部 副…9部
見積書（任意帳票）	：正…1部 副…9部
実績書（任意帳票）	：正…1部 副…9部
上記書類のデータを入れたCD-R	：1枚

- ※ 企画提案書の副本、見積書の副本及び実績書の副本（それぞれ9部）については、事業者名を伏せて作成してください。
- ※ 企画提案書枚数の上限は10枚（片面印刷、表紙・目次を含まない）です。
- ※ 企画提案書には、取組姿勢、企画提案内容、実施体制、経験・ノウハウについて、必ず記載してください。作成に当たっては、後述の「審査の視点」を参考にしてください。
- ※ 見積書は単年度ごとに3年分を作成してください。

エ 書類提出の注意事項

- (ア) 提出後の提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (イ) 応募書類の作成及び応募に伴う費用は、応募者の負担とします。
- (ウ) 応募書類は返還しませんので、あらかじめ写しをとる等の措置をとってください。
- (エ) 応募書類作成に当たり第三者の著作権等に抵触するおそれがあるものは、応募者の責任において適切な処理を行ってください。
- (オ) 応募書類を事務局にて確認後、補足資料・説明を求める場合があります。

(7) 企画提案書評価委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）の開催

企画提案について、企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、「審査の視点」に基づき提案内容の審査及び評価を行い、最も優秀な提案を行ったと認められる者を受託予定者として選定します。

ア 評価委員会実施日

令和4年10月25日（火）

※各社の開始時刻は申込順とし、決定次第連絡します。

イ 会場

川崎市役所第3庁舎15階第1会議室

ウ 出席者は、各社3名以内とします。

エ 各社30分程度とします。（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

オ 注意事項

- (ア) 評価委員会の詳細（集合場所、時間割等）は、別途連絡します。
- (イ) 説明は時間内で行ってください。説明時間を超過した場合は、途中であっても打ち切ら

させていただきます。

(ウ) 評価委員会当日に新たな資料等を追加配布することはできません。

カ 評価方法

次の評価項目・評価基準に基づき、提出された企画提案書、見積書、実績書及びプレゼンテーションを基に評価し、最高得点を得た者を選定します。評価点は、評価委員が採点した各評価項目の評価点の合計点とします。合計点は600点（委員1名当たり100点×6名）を最高得点とします。

なお、合計点が同点の場合は、評価委員の協議により評価委員長が順位を付します。

キ 評価の項目・評価基準

(ア) 各評価項目の評価点

各項目の評価点は2点から10点までの5段階評価とし、評価の配点は以下のとおりとします。

10点・・・非常に優れている

8点・・・優れている

6点・・・普通

4点・・・劣っている

2点・・・非常に劣っている

(イ) 基準点を評価点合計の6割以上とし、基準点を超えた者について適正と判断します。

●審査の視点

評価項目		評価基準	配点割合 (予定)
1	取組姿勢	① 施設の役割及び運営管理の基本的な考え方を理解した提案となっているか。	10
		② ヒアリングにおいて、理解度、実現性及び意欲が高いか。	10
2	企画提案内容	① 展示等案内業務について、具体的かつ適切な提案となっているか。	10
		② 周辺施設や市民団体等との連携について、実現可能で魅力のある提案がなされているか。	10
		③ イベントや企画展、体験型簡易展示物の作成等、創意工夫による施設の活用について、集客及びリピーターの獲得につながり、地球温暖化対策等の啓発効果を向上させる妥当な提案となっているか。	10
		④ 広報や情報発信に関する業務について、実現可能な提案となっているか。また、国内外の視察対応や情報発信に対する工夫がなされているか。	10
3	実施体制	① 業務を遂行するために、十分な人員が配置されているか。	10
		② スタッフに対する研修の体制が整っているか。	10

4	経験・ ノウハウ	①	運営にあたって、十分な経験やノウハウを有しているか。	10
5	見積価格 の妥当性	①	提案内容及び配置人員数による人件費、直接経費、管理費が適切かつ妥当な金額となっているか。	10

(8) 審査結果等の通知及び公表

審査結果については、応募者に対して競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付します。

(9) 契約締結

選定した受託予定者に対して、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。なお、受託予定者は契約書を作成する必要があります。

契約保証金について、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要があります。

11 その他

(1) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 応募の辞退

提案資格確認結果通知書交付後に応募を辞退することになった場合には、令和4年10月17日(月)までに辞退届(様式6)を提出してください。

(3) 虚偽の記載をした場合

応募書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。なお、応募書類は、個人情報のほか、川崎市情報公開条例(平成13年3月29日条例第1号)第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。

(5) その他

ア 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 応募者が1者の場合でも審査を行い、受託予定者としての適否を判断します。

ウ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

12 各種書類提出先・問い合わせ先

担当 : 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 戸井田・萩原

住所 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 (川崎市役所第3庁舎17階)
電話 : 044-200-3871
FAX : 044-200-3921
メール : 30dtanso@city.kawasaki.jp